

# 素材の格付の表示の様式及び表示の方法

## 1 適用範囲

この表示の様式及び表示の方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 1 項及び第 30 条第 1 項の規定による認証を受けた取扱業者及び外国取扱業者が行う素材の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。

## 2 格付の表示の様式

格付の表示の様式は図 1 とし、次の a) から c) までのとおりとする。



図 1—素材の格付の表示の様式

- a) 円の外径は、23 mm 以上 37 mm 以下としなければならない。
- b) 等級については、**JAS 1052 の箇条 5** に規定する表示の方法により記載しなければならない。
- c) 認証機関名は、略称を記載することができる。

## 3 格付の表示の方法

格付の都度、1 個ごとに、見やすい箇所に付さなければならない。



#### 制定等の履歴

全部改正	昭和61年10月4日農林水産省告示第1681号
一部改正	昭和62年4月27日農林水産省告示第501号
一部改正	平成3年6月26日農林水産省告示第874号
一部改正	平成3年6月27日農林水産省告示第886号
一部改正	平成9年8月8日農林水産省告示第1257号
一部改正	平成12年12月1日農林水産省告示第1474号
一部改正	平成17年12月27日農林水産省告示第1999号
一部改正	平成19年11月15日農林水産省告示第1415号
一部改正	平成25年12月20日農林水産省告示第3086号
一部改正	平成27年3月9日農林水産省告示第512号
一部改正	平成30年3月29日農林水産省告示第686号
最終改正	令和4年4月15日農林水産省告示第777号

#### 制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和4年4月15日農林水産省告示第777号  
令和4年5月15日から施行する。